

水質汚濁防止法に係る管理要領(作業手順含む)

関西大学理工系3学部(システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部、以下「理工学府」という。)において、流し台、ドラフトチャンバー等の洗浄施設(以下、「流し台等」という。)では、有害物質を含むすべての液体(以下、「有害物質含有液体」という。)は、直接、流し台等から流さない。

さらに容器および器具等に付着した有害物質含有液体及び流し台等以外の場所での第4次洗浄(洗浄前処理方法)まで行った洗浄水は、専用の容器に回収および適正に処理する。

I 研究室等の実施事項(研究室等責任者の掌握事項について)

a) 有害物質含有液体の保管・移動および使用・回収について

- ① 保有する有害物質についてMSDS等で必要事項を十分に把握し、徹底して取扱者に周知すること。
- ② 漏洩、飛散等がおこらないよう慎重に行うこと。
- ③ 漏洩、飛散等がおこった場合に備え、吸着剤等を適切な場所に常備すること。
- ④ 漏洩、飛散等がおこった場合、速やかに吸着剤等で除去後、吸着剤等も適切に処理を行うこと。
- ⑤ 危険性の高い漏洩、飛散等がおこった場合には、直ちに避難を行うなど、適切な行動を取ること。
- ⑥ 有害物質含有液体が付着した器具等は洗浄前処理を行った後、流し台等で洗浄すること。

b) 流し台等、流し台等から床面までの配管、床面及び周囲等の付帯設備について

- ① 日常的に流し台等および目視可能な付帯設備の異常の有無を確認しておくこと。
- ② 亀裂等その他異常がある時、担当部署に連絡すること。

II 担当部署の実施事項

a) 排水系統、流し台等、配管等付帯設備および有害物質含有液体保管場所の維持管理について

- ① 排水系統、流し台等、配管等付帯設備の修理および更新等の維持管理を適切に行うこと。
- ② 有害物質含有液体の保管場所は、地下浸透を未然に防止するための構造とすること。

b) 有害物質含有液体の漏洩および地下浸透時の措置について

- ① 漏洩・地下浸透箇所の漏洩・地下浸透を止める措置を行うこと。
- ② 漏洩した有害物質含有液体を可能な限り回収し、処理すること。
- ③ 吹田市環境保全課等、関係機関へ連絡すること。
- ④ 汚染土壌について、適正な措置を行うこと。
- ⑤ 漏洩・地下浸透の被害の程度に応じ、適切な情報公開を行うこと(内容は、吹田市等、関係機関へ相談)。

c) 管理要領に沿った各点検の実施確認等について

- ① 本管理要領に沿った各点検を、配管等付帯設備の構造基準に適応した点検頻度で、別紙の点検表に従い目視等により行うこと。
- ② 点検表は、点検の日から3年間、担当部署で保存すること。

4次洗浄の具体的手順(洗浄前処理方法)

- ① 容器に入った使用済みの有害物質含有液体を各研究室・実験場所定の廃液タンクに投棄する。
- ② この容器を水または有機溶媒(アセトン等)を入れた洗浄ビンで4回以上内壁に沿ってむらなく丁寧に洗浄したものを上記廃液タンクに廃棄する。(1次洗浄)
- ③ ②の操作を全4回行う。(2次～4次洗浄)

なお、洗浄に有機溶媒を使用する場合、次のことに注意する。

- ・ 4次洗浄後の器具の有機溶媒をドラフト内で自然乾燥または風乾する。
- ・ 4次洗浄後の器具の有機溶媒を水で洗浄する場合は、引き続き水により洗浄前処理4次洗浄を行ない、その洗液まで廃液として難燃性有機廃液ポリタンクに回収する。